

「新宿区健康づくり行動計画」の概要

1 計画の位置づけ

◆現行計画の位置づけは、以下のとおりです。

- ① 「新宿区総合計画」の分野別計画
- ② 「健康増進法」に基づく地方計画（→健康増進法第8条第2項に規定する市町村健康増進計画）
- ③ 「食育推進計画」（→食育基本法第18条に規定する市町村食育推進計画）
- ④ 「がん対策推進計画」（→がん対策基本法）
- ⑤ 「特定健康診査等実施計画」（→高齢者の医療の確保に関する法律第19条に規定する特定健康診査等の実施に関する計画）

2 計画の期間

◆現行計画の期間は、平成24年度から29年度までの6か年計画です。

◆平成26年度に現行計画の「中間の見直し」を行いました。

年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
新宿区総合計画	現行計画										→新総合計画				
実行計画	第一次実行計画				第二次実行計画			第三次実行計画			→新総合計画に対応した実行計画				
	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
新宿区健康づくり行動計画 ・15～19年度：前期健康づくり行動計画 ・20～23年度：後期健康づくり行動計画 ・24～29年度：現行計画	健康づくり行動計画(平成20～23年度) 目標① 生活習慣病の予防 目標② 食育の推進 目標③ 心の健康づくり				【現行計画】健康づくり行動計画(平成24～29年度) 目標① 生活習慣病を予防します 目標② 総合的にがん対策を推進します 目標③ こころの健康を大切にします 目標④ 女性の健康づくりを推進します 目標⑤ 健康的で豊かな食生活を実践できる食育を推進します						【次期計画】 健康づくり行動計画(平成30～34年度) ※計画期間：30年度から5年間(予定)				
がん対策推進計画					(個別計画として内包)						(計画に内包予定)				
食育推進計画					(個別計画として内包)				(個別計画として内包)						(計画に内包予定)
特定健康診査等実施計画	(第一期)計画に内包				(第二期)別冊版						(計画に内包予定)				
	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
国	「健康日本21」(平成12～24年度)				「健康日本21(第2次)」(平成25～34年度)										
東京都	「東京都健康推進プラン21」(平成13～24年度)				「東京都健康推進プラン21(第二次)」(平成25～34年度)										